

■ 「公の施設」の指定管理者が決定しました

令和6年12月議会定例会での議決を受け、「公の施設」について、管理運営を行う指定管理者を次のとおり決定しました

No.	施 設 名	指定管理者となる団体の 名称及び所在地	指 定 期 間
1	五泉市障害者地域活動支援センターⅢ型虹工房	社会福祉法人中東福祉会 五泉市本町6丁目7番7号	令和 7年4月 1日から 令和10年3月31日まで
2	五泉市障害者地域生活支援センター	株式会社まごころネット 五泉市荻曽根 227 番地	令和 7年4月 1日から 令和10年3月31日まで
3	五泉市村松観光開発会館	黄金の里・ふるさとプロモーションパートナー 新潟市江南区船戸山5丁目7番2号	令和 7年4月 1日から 令和10年3月31日まで
4	五泉市村松黄金の里会館	黄金の里・ふるさとプロモーションパートナー 新潟市江南区船戸山5丁目7番2号	令和 7年4月 1日から 令和10年3月31日まで